

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 現行どおり</p>	<p>第1条 省略</p>
<p>第2条 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、お客さまからの申請に基づく「未成年者非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>	<p>第2条 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、お客さまからの申請に基づく「未成年者非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>
<p>2～5 現行どおり</p>	<p>2～5 省略</p>

新	旧
<p>第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する<u>上場株式等</u>をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条および第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（<u>非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日</u>前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 現行どおり</p>	<p>第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第16条から第18条、第20条および第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（<u>設定しようとする非課税管理勘定にかかる年分の1月1日</u>前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 省略</p>
<p>第4条 現行どおり</p>	<p>第4条 省略</p>
<p>第5条 現行どおり</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込</p>	<p>第5条 省略</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込</p>

新	旧
<p>んだ金額をいい、<u>ロ</u>の移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、<u>当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額</u>)を超えないもの</p> <p>イ 現行どおり</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座にかかる他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第<u>11</u>項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 現行どおり</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座にかかる非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを</p>	<p>んだ金額をいい、<u>当該未成年者口座にかかる年分の非課税管理勘定からの移管</u>により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円を超えないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座にかかる他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等</p> <p>新設</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第<u>10</u>項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 省略</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座にかかる非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管にかか</p>

新	旧
<p>除きます。)で、当該移管にかかる払出し時の金額の合計額が 80 万円 (②により受入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの</p>	<p>る払出し時の金額の合計額が 80 万円を超えないもの</p>
<p>② <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p>	<p><u>新設</u></p>
<p>③ <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等</u></p>	<p>② <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する上場株式等</u></p>
<p>第 6 条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>第 6 条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号または同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
<p>第 7 条 現行どおり</p>	<p>第 7 条 省略</p>
<p>第 8 条 現行どおり</p> <p>① <u>非課税管理勘定にかかる 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定にかかる上場株式等 (第 5 条第 1 項第 1 号ロもしくは第 2 号または同条第 2 項第 1 号もしくは第 2 号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</u></p>	<p>第 8 条 省略</p> <p>① <u>非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日 (以下、「5 年経過日」といいます。)</u> において有する当該非課税管理勘定にかかる上場株式等 (第 5 条第 1 項第 1 号ロまたは同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次</p>

新	旧
<p>イ、ロ 現行どおり</p> <p>② 現行どおり</p> <p>2 <u>前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</u></p> <p>① <u>お客さまが当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合</u> <u>特定口座への移管</u></p> <p>② <u>①に掲げる以外の場合</u> <u>一般口座への移管</u></p>	<p>に定める移管</p> <p>イ、ロ 省略</p> <p>② 省略</p> <p><u>新設</u></p>
<p>第9条</p> <p>① 現行どおり</p> <p>② 現行どおり</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ～ホ 現行どおり</p> <p>③～④ 現行どおり</p>	<p>第9条</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号および第6号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ～ホ 省略</p> <p>③～④ 省略</p>
<p>第10条～第11条 現行どおり</p>	<p>第10条～第11条 省略</p>
<p>第12条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管にかかるものに限ります。）</p>	<p>第12条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。</u>）以外の口座（<u>同法第37条の14第5</u></p>

新	旧
<p>があった場合には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しにかかる事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p>	<p>項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管にかかるものに限ります。）があった場合には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しにかかる事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p>
<p>第13条 現行どおり</p> <p>2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>お客さまの未成年者口座</u>にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 現行どおり</p>	<p>第13条 省略</p> <p>2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>当該未成年者口座</u>にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 省略</p>
<p>第14条～第15条 現行どおり</p>	<p>第14条～第15条 省略</p>
<p>第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第<u>4</u>号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を經由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第<u>3</u>号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を經由して行われる方法により行うこととします。</p>

新	旧
第 17 条 現行どおり	第 17 条 省略
第 18 条 現行どおり	第 18 条 省略
① 現行どおり	① 省略
② 当該上場株式等の第 16 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。）または贈与をしないこと	② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。）または贈与をしないこと
イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡	イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号または第 6 号に規定する事由による譲渡
ロ～ホ 現行どおり	ロ～ホ 省略
③～④ 現行どおり	③～④ 省略
第 19 条 現行どおり	第 19 条 省略
(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)	(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)
第 20 条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。	第 20 条 お客さまの基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限り）を廃止いたします。以下この条において同じ。）を廃止いたします。
2 前項の場合において、廃止される特定口座にかかる振替口座簿に記帳または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。	2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座にかかる振替口座簿に記帳または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。
第 21 条～第 27 条 現行どおり	第 21 条～第 27 条 省略
第 28 条 現行どおり	第 28 条 省略
2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1	2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1

新	旧
<p>日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第<u>6</u>号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第<u>3</u>号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p>第29条 現行どおり</p> <p>①～④ 現行どおり</p> <p>⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第<u>13</u>条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）</p> <p>⑥～⑦ 現行どおり</p>	<p>第29条 省略</p> <p>①～④ 省略</p> <p>⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第<u>11</u>条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）</p> <p>⑥～⑦ 省略</p>
<p>第30条 現行どおり</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成29年<u>10</u>月</p>	<p>第30条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成29年<u>5</u>月</p>